

# 旭川市地域支え合い事業実施要綱

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 ファミリーサポートセンター介護型事業
- 第3章 福祉除雪ボランティアマッチング事業
- 第4章 補則
- 附則
- 別表

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、ファミリーサポートセンターによる介護の援助事業及び福祉除雪ボランティアマッチング事業による除雪の援助事業に関して必要な事項を定め、ファミリーサポートセンターにより仕事と介護の両立等のための環境整備を図ること、及び福祉除雪ボランティアマッチングにより市民が冬期間も安心して暮らせるように地域において除雪の援助を組織し、地域の相互援助活動を支援することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業は、旭川市（以下「市」という。）が実施する。

### (運営の委託)

第3条 この要綱に基づく事業の運営は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人その他の営利を目的としない法人（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

## 第2章 ファミリーサポートセンター介護型事業

### (定義)

第4条 この要綱において、ファミリーサポートセンターとは、介護の援助を行うことを希望する者と介護の援助を受けることを希望する者をもって構成する会員組織であって次条に定める業務を行うものをいう。

### (ファミリーサポートセンターの業務)

第5条 ファミリーサポートセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 会員相互による介護の援助の調整に関する業務
- (3) 援助活動の研修及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) ファミリーサポートセンターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほかファミリーサポートセンターの目的の達成に必要な業務

### (代表者)

第6条 ファミリーサポートセンターに代表者を置く。

2 代表者はファミリーサポートセンターを代表し、ファミリーサポートセンターの業務を統括する。

### (アドバイザー)

- 第7条 ファミリーサポートセンターにアドバイザーを置く。
- 2 受託者は、ファミリーサポートセンターに置くアドバイザーを委嘱することができる。
  - 3 アドバイザーは、第5条に規定するファミリーサポートセンターの業務に関する事務を処理する。
  - 4 アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるときは、一定の地域ごとにサブリーダーを選任し、当該サブリーダーに当該地域の援助活動の調整を行わせることができる。

(入会)

- 第8条 ファミリーサポートセンターに入会しようとする者は、ファミリーサポートセンターの定める所定の手続に従い、援助活動を行う会員又は援助活動を受ける会員として承認を受けなければならない。
- 2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。
    - (1) 援助活動を行う会員にあっては、市内に居住する20歳以上で、援助活動に関し理解と熱意を有し、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
    - (2) 援助活動を受ける会員は、市内に居住する介護が必要な高齢者及び障害者(以下「高齢者等」という。)がいる労働者等であること。ただし、必要と認められる場合は、高齢者自身が援助活動を受ける会員兼利用者となることができる。
  - 3 援助活動を行う会員と援助活動を受ける会員は、これを兼ねることができる。
  - 4 援助活動を行う会員は、入会に際してファミリーサポートセンターの実施する講習を受講しなければならない。ただし、同様の講習を受講済みの者については受講を必要としない。

(保険)

- 第9条 援助活動を行う会員は、ファミリーサポートセンターが指定する損害補償保険に加入するものとする。
- 2 前項の保険に加入する費用は、ファミリーサポートセンターが負担する。

(援助活動の内容)

- 第10条 援助活動を行う会員による援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 高齢者等の食事の準備や後片づけを行うこと。
  - (2) 高齢者等の部屋の掃除や衣類の洗濯を行うこと。
  - (3) 高齢者等の通院や買い物に付き添うこと。
  - (4) 別居している援助活動を受ける会員に代わって高齢者等の食事等の世話をを行うこと。
  - (5) 別居している援助活動を受ける会員に代わって高齢者等の安否確認を行うこと。
  - (6) その他援助活動を受ける会員の仕事と介護の両立のために必要な援助を行うこと。
- 2 前項の援助活動は、原則として援助の依頼を受けた介護等を要する高齢者等の家庭において行うものとする。
  - 3 援助活動を行う会員の宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(守秘義務)

- 第11条 受託者及び援助活動を行う会員は、援助活動により知り得た援助活動を受ける会員(実際に援助を受ける高齢者等を含む。)の家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり、漏らしてはならない。また、ファミリーサポートセンターを退会した後も同様とする。

(援助活動の調整等)

第12条 援助活動を受ける会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又はサブリーダー（以下この条において「アドバイザー等」という。）に対し、その申込みをするものとする。

- 2 アドバイザー等は、前項の規定により援助活動を受ける会員から援助活動の申込みを受けたときは、援助活動を受ける会員が希望する援助の内容、日時等を確認し、援助活動を行う会員との調整を行うものとする。
- 3 アドバイザー等は、前項の規定により援助活動を行ったときは、調整内容及び結果を記録するものとする。
- 4 援助活動を行う会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、援助活動を受ける会員の確認を受けなければならない。

（利用料金等）

第13条 援助活動を受ける会員は、援助活動を行う会員に対し、援助活動終了後に別表1に定める基準に従い利用料金及び交通費等実費を支払うものとする。

（退会）

第14条 ファミリーサポートセンターを退会しようとする者は、その旨をファミリーサポートセンターに届け出なければならない。

（受託者からの報告等）

第15条 受託者は、業務完了後速やかに、ファミリーサポートセンターの年間活動実績及び経理等について市に報告しなければならない。

- 2 受託者は、月に一回、市に対しファミリーサポートセンターの活動実績を報告しなければならない。
- 3 市は、必要があるときは業務の履行に関し随時に調査し、報告を求め、又は適正な措置を求めることができる。

### 第3章 福祉除雪ボランティアマッチング事業

（定義）

第16条 この要綱において、スノーサポートセンターとは、除雪の援助を行うことを希望する者と除雪の援助を受けることを希望する者をもって構成する会員組織であって次条に定める業務を行うものをいう。

（スノーサポートセンターの業務）

第17条 スノーサポートセンターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 援助活動を行う会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- (2) 除雪の援助を受ける者（以下「依頼会員」という。）の募集及び申込みの取りまとめに関する業務
- (3) 依頼会員の登録その他の会員組織に関する業務
- (4) 援助活動の調整に関する業務
- (5) 援助活動の指導に関する業務
- (6) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (7) スノーサポートセンターの広報に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほかスノーサポートセンターの目的の達成に必要な業務

（代表者）

第18条 スノーサポートセンターに代表者を置く。

- 2 代表者はスノーサポートセンターを代表し、スノーサポートセンターの業務を統括す

る。

(アドバイザー)

- 第19条 スノーサポートセンターにアドバイザーを置く。
- 2 受託者は、スノーサポートセンターに置くアドバイザーを委嘱することができる。
  - 3 アドバイザーは、第17条各号に規定するスノーサポートセンターの業務に関する事務を処理する。
  - 4 アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるとときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役としてサブリーダーを選任し、当該サブリーダーに当該会員グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。

(依頼会員)

- 第20条 依頼会員は、市内に居住する者であって、自力又は市内に居住する扶養義務者による除雪が困難であり、継続的な除雪支援（以下「通常除雪」という。）を要する者又は多雪時などの臨時の除雪支援（以下「スポット除雪」という。）のみを要する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者（80歳以上（年度の末日までに80歳に達する場合を含む。）又は70歳以上80歳未満の者であって、要支援1以上の者又は要支援1以上と同程度の者をいう。以下同じ。）で次のいずれかに該当する者とする。
    - ア 高齢者のみの世帯
    - イ 高齢者と病弱者で構成される世帯
    - ウ 高齢者と小学校修了前の子供で構成される世帯
    - エ 高齢者と重度身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる等級の1級及び2級に該当するもの（聴覚障害及び音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害を除く。）をいう。以下同じ。）で構成される世帯
    - オ その他市長が認めた世帯
  - (2) 80歳未満の重度身体障害者が属する世帯のうち、次のいずれかに該当する者（以下「重度身体障害者世帯」という。）
    - ア 重度身体障害者のみの世帯
    - イ 重度身体障害者と病弱者で構成される世帯
    - ウ 重度身体障害者と小学校修了前の子供で構成される世帯
    - エ その他市長が認めた世帯
- 2 前項に定める者のほか、除雪の援助が特に必要な者であると受託者が認めたときは、当該者を依頼会員とすることができる。

(対象外世帯)

- 第21条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 自己の労力により除雪が可能な世帯
- (2) 他の世帯と同一敷地内の建物に居住している世帯（棟続き、軒を並べるものも含む。）
- (3) 間借り・アパートに居住している世帯
- (4) 親族・近隣等の協力により、除雪可能な世帯
- (5) 実施時に入院等により不在の世帯

(利用申込み)

- 第22条 除雪の援助を受けようとする者は、スノーサポートセンターの定める所定の手続に従い、承認を受けなければならない。

#### (利用決定)

第23条 受託者は、前条に基づく手続があったときは、第20条に規定する要件について必要な調査を行った上、依頼会員として該当又は非該当及び除雪の期間を決定し、通知するものとする。

- 2 受託者は、前項において依頼会員を決定したときは、登録台帳に記載するとともに、会員名簿により依頼会員を市長へ報告するものとする。

#### (スポット除雪の依頼)

第24条 スポット除雪については、依頼会員から援助活動を行う会員への直接依頼により実施することを基本とする。

- 2 スポット除雪の依頼回数は、年度中3回までを基本とするが、降雪状況などやむを得ないときは4回以上の場合もありうることとする。

#### (援助活動を行う会員)

第25条 援助活動を行う会員は、市内に居住する除雪の援助活動を行うことができる者とし、スノーサポートセンターが定める所定の手続に従い、スノーサポートセンターの承認を受けなければならない。

- 2 援助活動を行う会員は、通常除雪とスポット除雪の援助活動を兼務することができる。  
3 スポット除雪については、依頼会員から援助活動を行う会員への直接依頼により実施することを基本とするため、依頼会員へ援助活動を行う会員の連絡先等の情報提供を行う。

#### (保険)

第26条 援助活動を行う会員は、スノーサポートセンターが指定する在宅サービス総合保障に関する損害保険に加入するものとする。

- 2 前項の保険に加入する費用は、スノーサポートセンターが負担する。

#### (除雪の援助の内容)

第27条 援助活動を行う会員による除雪の援助の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 除雪の範囲は、玄関先から公道までのおおむね幅1.5メートル程度の範囲で生活に必要な通路等（排気口、灯油タンク周りなど）を確保するものとする。
- (2) 除雪の実施日は、おおむね15センチメートル以上の降雪があった日を基本とする。
- (3) 除雪の実施時間は、通常除雪にあってはその日の正午ごろまでに実施することを基本に、大雪などやむを得ないときは時間の遅延もありうることとし、スポット除雪にあっては依頼日を含め2日以内に実施することを基本に、交通事情その他やむを得ないときは遅延もありうることとする。

#### (守秘義務)

第28条 受託者、依頼会員及び援助活動を行う会員は、本事業により知り得た他会員の家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり、漏らしてはならない。また、本事業の会員をやめた後も同じとする。

#### (援助活動の調整等)

第29条 アドバイザー又はサブリーダー（以下この条において「アドバイザー等」という。）は、依頼会員が希望する除雪の援助の内容、日時等を確認し、援助活動を行う会員との調整を行うものとする。

- 2 アドバイザー等は、前項の規定により調整を行ったときは、調整内容及び結果を記録

するものとする。

- 3 援助活動を行う会員は、除雪の援助を実施したときは、援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

(利用料金等)

第30条 依頼会員は、援助活動を行う会員に対し、除雪の援助終了後に別表2に定める基準に従い利用料金及び交通費等実費を支払うものとする。

(利用廃止)

第31条 依頼会員は、何らかの理由により除雪の援助の利用を廃止しようとするときは、その旨をスノーサポートセンターに届け出なければならない。

- 2 受託者は、前項の届出があった場合は、内容を確認の上、利用の廃止を決定したときは、登録台帳から当該依頼会員を削除するものとする。
- 3 受託者は、第1項に規定する場合のほか、依頼会員が第20条に規定する要件に該当しなくなった場合又は前条に規定する利用料金及び交通費等実費の支払を行わない場合その他事業の実施が困難であると認められるときは、当該依頼会員に係る利用廃止を決定し登録台帳から削除することができる。

(受託者からの報告)

第32条 受託者は、業務完了後、速やかに、スノーサポートセンターの年間活動実績等について市に報告しなければならない。

- 2 受託者は、月に一回、市に対しスノーサポートセンターの活動実績を報告しなければならない。

## 第4章 補則

(委任)

第33条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別 表 1

ファミリーサポートセンター介護型  
利用料金基準額表

平	1 時間	700 円
日	以降 30 分当たり	350 円
休 日	1 時間	800 円
等	以降 30 分当たり	400 円

※平 日～祝日及び年末年始（12月30日から1月4日まで）を除く  
月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで

※休日等～平日以外の日又は時間

※最低1時間からの利用とする。

別 表 2

福祉除雪ボランティアマッチング  
利用料金基準額表

30分当たり	500円
--------	------